

平成27年度第2回長崎県食育推進県民会議議事録

日時：平成27年11月17日（火）14:00～15:30

場所：ホテル セントヒル長崎

事務局

ただいまから、平成27年度第2回長崎県食育推進県民会議を開催いたします。

私は、本会議の事務局を務めます、食品安全・消費生活課の古賀と申します。よろしくお願いいたします。本日は会長であります知事が欠席となっておりますので、開会にあたりまして、副会長であります濱本副知事をご挨拶申し上げます。

濱本副知事

こんにちは。今日は第2回の食育推進県民会議の開催をさせていただきました。皆様にはたいへんご多忙の中にご出席をいただきましてありがとうございます。前回は7月に開催させていただきました。その折に第三次食育推進計画の骨子案について、ご論議をいただいたところでございます。できるだけおひとりおひとりにご発言いただけるように努めたつもりではあったのですが、時間の関係でその折にご意見を出せなかったことについては、その後に事務局等にご連絡をいただければとお話をさせていただいたところでした。今回は皆様方のご意見も踏まえまして素案ということでまとめをさせていただいています。その分について本日はまた重ねてのご協議をお願いするところでございます。この案につきましては、この後は12月に委員会に諮らせていただいて、併せてパブリックコメント等をおこなった上で最終案にまとめていきたいと考えているということでもあります。いずれにしてもこういう形でご意見をうかがう機会がこれ最後になるかと思っておりますので忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますし、時間の関係でこれでもまだまだというものがあれば、パブリックコメント等もございますし、事務局へ直接でもかまいませんので、ご意見をお寄せいただければありがたいと思っております。次の5ヵ年の計画ですので、しっかりとしたものを作っていきたいという思いがあります。ぜひ皆さまよろしくお願いいたしたいと思っております。

事務局

ありがとうございました。なお、本日は、蔭本委員、副島委員、川端委員、瓜生委員、白石委員、松永委員、田上委員がご都合により欠席でございますので報告いたします。あわせて長崎県食育推進県民会議条例の規定によりまして、本日は過半数の委員の皆様にご出席いただいておりますので会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は副会長であります濱本副知事をお願いいたします。

濱本副知事

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

本日はお手元にお配りしておりますとおり、議案としては第三次長崎県食育推進計画の素案についてお諮りするということになっております。まずは、内容について事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局を担当しております、食品安全・消費生活課長の犬串でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って説明をさせていただきます。

まず、これまでの検討経過について説明させていただきます。

資料5をご覧ください。表には本年6月10日以降の状況を記載していますが、それ以前につま

しては、昨年の後半から課内において検討を開始し、その後の部内での協議などを経て、本年5月に新計画の方向性と骨子案がまとまったものです。これ以降については、表の方に会議を中心にまとめていますが、まず6月10日に、庁内関係部局の課長をメンバーとする第1回目の幹事会を開催いたしまして、新計画の方向性と骨子案について説明をいたしました。それを各課で持ち帰り、具体的な施策をどう書き込んでいくかという検討に着手いたしましたところです。

そして、7月28日の第1回県民会議において、委員の皆様方にこの計画の位置づけや、取り組むべき方向性、また、骨子案についてご説明をさせていただきました。その後、9月3日には、第2回の幹事会を開催し、6月以降、関係課との個別のやり取りを繰り返して作業を行っていた素案について、一応の取りまとめが出来たため、その説明と協議を行いました。

また、9月17日には、県と全市町の食育担当者が一堂に会する「スクラム会議」を開催して、計画の位置づけ、方向性、骨子等について説明と意見交換を行ったところです。そして、10月21日に、県の各部局長をメンバーとする「推進会議」を開催して素案を協議し、その意見を踏まえて本日の会議となっております。

これまでの会議の中で様々なご意見をいただきましたので、本文の中にそれらを盛り込んで本日の提案とさせていただきます。

それでは、素案の中身に入らせていただきます。

資料1「第三次長崎県食育推進計画(素案)」をご覧ください。表紙をめくっていただいて目次のところがございます。まず、この計画の構成でございますが、第1章は「食育の推進に向けて」として、策定の趣旨、計画の役割、計画期間について記載し、2章では「食をめぐる現状と課題」として、いろんな角度からの現状分析、3章では「食育推進の基本的な考え方」として、責務、役割、基本的方針について記載しております。そして、第4章は「目指す方向性と施策の展開」、次のページの5章が「県民運動としての推進」として、4章と5章で具体的な取組をあげております。

それでは、1章から3章の説明に入らせていただきます。

まず、第1章「食育の推進に向けて」です。2ページ目からですが、ここは3つの節に分けております。第1節として「策定の趣旨」ですが、先頭から中ほどまでは、平成17年に「食育基本法」が制定されるにいたった状況。そして、「本県においても」という箇所からは、本県の一次と二次の食育基本計画の策定と取り組みの視点について説明をしている部分になります。下から9行目の、「その結果」から少し読ませていただきますが、「学校や保育所等を中心に食育の取組は進んでおり、また、農林水産物の生産現場等における体験活動が増えていることなど、県民の食に関する知識や活動が着実に広がってきています。」ということで、これまでの取組の成果を記載しております。次に、「しかしながら」以降の部分ですが、食に関する課題は、社会構造や国民の意識の変化に起因するものが多いため、粘り強い取り組みが必要であるということ、そして、最後の部分ですが、これまでの取組を継承しつつも検証し改善を図りながら、食育を計画的に推進するために次期計画を策定する。ということで括弧しています。

次の2節と3節については、食育を県民運動として連携・協働して取り組み、食に関する理解の促進と健全な心と体をつちかっただうえで、健康で文化的な生活と活力ある社会の実現を目指すこととしております。そして、次の計画もこれまでと同様、平成28年度からの5か年としております。

以上が第1章になります。

続いて、第2章です。4ページをお願いします。

「食をめぐる現状と課題」でございます。5ページから、いくつかの角度から現状と課題ということとまとめています。なお、現状分析のために県民意識調査を実施してはいたしましたが、分析が整っているデータについては、資料4にまとめておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、「食と健康」の観点からは、エネルギーや食塩等の過剰摂取、また、野菜の不足をはじめとする栄養の偏り等による肥満や生活習慣病が増加しており、この生活習慣病の予防や健康寿命の延伸が

課題であるが、一方では過度の痩身や低栄養の問題も存在するということをまとめています。

資料4の図の4を見ていただきますと、野菜摂取の考えかたでは9割以上の方が摂取を心がけてはいるものの、図3のように、50歳代以上はほかの年代よりも摂取量が多いとは言え、食事バランスガイドで1日に350グラム以上食べることが推奨されている中で、いずれの年代においても摂取量が不足しているということがわかります。

図5の食塩については、今年4月に厚生労働省の方で、1日あたり男性8グラム、女性7グラム未満が望ましいと、基準をより厳しく改正しましたが、幼児以下を除くいずれの年代でもかなりオーバーしています。

次の、「食と家庭」の観点からは、核家族化を始めとする家族構成の変化や、子供の学習塾などによる生活時間帯の変化などから、家族が揃って食事をする機会が減ってきています。家族団らんの中の食事は、食の楽しさやマナー・知識の習得の面からも重要と考えられ、また、孤食の問題もあるところ です。

資料の図6と7で、朝食、夕食時における家族との共食状況をまとめています。記載のように、朝食よりも夕食の方が共食の割合は多くなっていますが、それでも十分とは言えない状況です。

次に、「食と地域」でございますが、地域社会とのつながりの希薄化に伴い、地域の食文化も失われつつあるということ。地域の伝統的な食文化を後世に継承していくことは重要という内容を記載しています。

次の、「食への感謝」でございますが、食材の入手が便利になるなど食生活が豊かになる一方、食材の本来の姿、例えば魚は切り身での販売が多いとか、野菜などがどのように収穫され、どのような流通経路で消費者の手に渡っているか、などがわかりにくいという状況に加え、日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為は動植物の命を受け継ぐということ、そして、生産者をはじめとする多くの人々の苦労や努力に支えられているということを記載していますが、非常に大事な部分だと考えております。

次の「食料自給率と食品の廃棄」ですが、食料の多くを輸入に頼っている反面、大量の食品が廃棄されているという状況にあり、食料自給率の向上と食品廃棄物の抑制を認識したうえで、農薬や肥料等についての正しい理解の必要性についてまとめています。図8では、家庭における食品の廃棄状況をつけておりますが、半数を超える方が消費期限などの関係で廃棄することがある、との結果になっています。

続いて、6ページの「食品に対する信頼」です。食品の安全性の確保は食生活の基本となるところですが、あまりにも多くの情報が氾濫しているため、消費者が正しい情報を選別することが困難な状況となっています。そのため、消費者自らが知識と理解を深めていただくことが大切で、行政は、消費者への正確な情報提供と理解を図るための施策が必要という内容を記載しています。

資料の図9を見ていただきますと、消費者の意識として、食品の安全に不安を感じる内容では、食品添加物、輸入食品、残留農薬が上位を占めておりますが、あふれ返る情報の中で、漠然としたイメージから心配しているものも多いかと思われるところです。

最後の視点になりますが、「若い世代の食育」でございます。若い世代は一般的に、食に関する知識、意識、実践などの面から課題が多いと言われております。しかしながら、こうした若い世代の方は、今後、親となり次の世代へ食育を伝えていく世代でもありますので、食に関する知識や活動を適切に次世代へ伝えていくことが重要だと考えています。図1をご覧ください。7つの視点で現状と課題を述べさせていただきましたが、図にありますように、県民の方の食への関心については、「大いにある、どちらかといえばある。」を合わせても63%程度となっています。3分の2にも満たない状況ですので、まずは関心を持っていただくということが食育の足掛かりにもなりますので、そのための様々な取組を進めたいと考えています。

なお、これらの図は、素案の本文中に適宜挿入していきたいと考えております。また、この他の内容についても、適宜加えていきたいと考えております。2章については以上でございます。

続いて、7ページからの3章です。「食育推進の基本的な考え方」としております。

8ページをご覧ください。この章については、2つの節で構成しておりますが、1節では、県の責務、教育関係者等の役割、農林漁業者等の役割、食品関連事業者等の役割、県民の役割、ということで、県が担うべき責務とそれぞれの立場における役割を記載しております。

2節については、基本的な方針ということで、この計画が、健康で文化的な県民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与するため、生きる上での基本である食の充実を図り、食に興味を持ち、実践できる人を増やすことを目指すということ。そして、そのために様々な施策を展開して、食育推進のための基盤づくりを進めながら、食育活動を県民運動として展開するということを記載しております。

以上が、1章から3章までの説明でございます。

濱本副知事

1章から3章まで説明がございましたが、今の部分ご質問やご意見はございませんでしょうか。

事務局にお願いがありますが、前回の第1回の会議のときに、各委員の皆さんからいただいたご意見で、1章から3章までの間で、ご意見を踏まえてこういうふうに変えましたという場所がしっかりご説明できますか。

事務局

前回の県民会議の中では、例えば、子どもが土に触れることが大事とか、若い世代への教育が大事、その中でも高校生とか大学生、それとか、地域の食育改善推進員の方のこととか、ボランティアの方、そういったことでのご意見がございましたけれども、その観点は後ほどの具体的な取組の中にも入れておりますけれども、特に、1章から3章で申しますと、食をめぐる現状と課題というところがございますけれども、いろいろな視点で書いていますけれども、その中で、若い世代の食育ということで、特に、今度の計画では、こういった若い方に対する取組を強めたいということでご意見をいただきまして、その方向で検討をさせていただきまして、一つの、現状と課題の中にも、一番最後の部分ではございますけれども、若い世代の食育ということの一つ入れております。

以上でございます。

濱本副知事

何かご質問等ありますでしょうか、ご意見。はい、どうぞ、市川委員。

市川委員

ご説明ありがとうございます。資料1の5ページのところの、「食と家庭」というところの記載についてコメントします。このごろ、子どもの貧困というのが、テレビやニュースなどでときどき目にしたりして、とても気になっているところです。話題の中心が子どもではあるのですが、やはり食育ということ考えたときに、貧困、あるいはきちんと食べられない子どもたちというものと食育を、どのようにこれから扱っていくのかという、そういう視点が必要ではないでしょうか。ここのところが適切なかどうかはちょっと私の判断ではできないんですが、でも、少なくとも、この「食と家庭」というところにおいて、食卓を囲んでコミュニケーションがとれない、要はコミュニケーションをとりたくても、食べるものが満足にないというような、そういう子どもたちの現状を、どのように県として、食育推進計画としてとらえていくのかというあたりも、できれば、書き込まれる必要があるのではないかと思った次第です。

濱本副知事

事務局から、どうぞ。

事務局

ただいまご意見いただきました一つは、子どもの貧困からくる食べられない子どもについてということでした。つい最近ですけれども、新聞報道等にも、長崎県の方においても、子ども食堂ということで、民間の方が、週に1回ですが、カレーを提供するという記事も載っていたところがございます。それでは、一応食育という観点からは、孤食という直接的な対策もございますけれども、「共食」ということで、家族と一緒に食べていただく中で、コミュニケーションとか、食のマナーとか、そういった基礎の習得を図るということで、まず「共食」という切り口をしています。それと、子どもの貧困とか「孤食」ということについては、実は、県の推進会議の中で、こども政策局の方ともいろいろ意見交換したんですけれども、こども政策局の方で、そういった「孤食」を切り口にしていろいろなことを検討したいという話もございまして、そこで、食育の取組と、福祉、こども局、福祉も一緒になりますけれども、そういった取組で少し受けている部分がございます。

濱本副知事

よろしいですか。

市川委員

はい。

濱本副知事

今いただいたご意見とかは、どういう形で反映できるかは別にして、しっかり持ち帰って検討させていただきます。他にご意見はございませんでしょうか。具体的な部分が4章以降になってくるので、一応3章まではここで一旦切って、4章、5章まで行った後で、場合によってはまた全体をということにしましょうか。4章、5章の説明で、前回いただいた意見を反映した部分があったら、それをあわせて説明をしてください。

事務局

それでは、4章以下の説明をさせていただきます。資料1の10ページからになります。

この4章からは、具体的な取組内容を記載しています。文章の右側にカッコで書いておりますのは、県の担当課となっております。なお、4章と5章については、資料2を併せて見ていただきますと、全体のどの部分かというのが分かりやすいと思いますので、適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

4章は、「目指す方向性と施策の展開」としており、4つの節に分けています。

まず、第1節「健やかな身体の発達と健康づくり」でございます。二重線で囲んでいる部分になりますが、この節では、「栄養の偏りや食習慣の乱れなどの問題に対して、栄養バランスのとれた食生活や、口腔機能の健全性が重要ということ。また、取組の視点としては、健康づくりに配慮した食生活、生活習慣病の予防、若い世代へのアプローチ、として、特に、これからの社会を担っていく若い世代や子育て中の方々に対する取組を進める。としています。

1の「健康づくりに配慮した食生活」については、「栄養バランスのとれた食生活」として、「主食、主菜、副菜を組み合わせた食事の定着」や、「保育所、幼稚園などでの食事や学校給食などを通して、栄養バランスのとれた食事の支援・啓発を行うこととしています。

また、「世代に応じた口腔機能の啓発」の観点では、乳幼児や児童生徒の口腔機能の重要性、成人の歯周疾患や生活習慣病対策の重要性、また、高齢者の栄養と口腔機能の向上を図るため、保護者の理解促進や関係機関との連携による普及啓発を進めることとしています。

12ページをお願いします。2の「生活習慣病の予防」については、「子どもや保護者を対象とした啓発」では、幼児期や学童期における基本的な生活習慣や健康状態の改善に必要な知識等を、こどもや保護者に対して普及、啓発することとしています。

また、「成人を対象とした啓発」では、生活習慣病の予防ための啓発を、市町や関係機関と連携して取り組むこととしています。

3の「若い世代へのアプローチ」でございますが、取組を強化したい部分であります。1つ目のマルは、県が開催する意見交換会等については、現状として、若い世代の参加が多くないことから、子育て世代を初めとする若い方が興味をいただくようなテーマの設定や、開催日時・場所、方法などを工夫して、若い方の参加を促していきたいと考えています。

2つのマルですが、小中学生やその保護者を対象とした体験学習などを通じて、知識の習得や理解の促進を図ろうとするもので、現在実施している中学生向けのジュニア食品安全教室に加えて、小学生に対しても新たな取組を行いたいと考えているところです。

3つめのマルは、高校生を対象とした取組になりますが、講座については、現在県の消費生活センターで実施している消費生活の部門の内容に加えて、食に関する内容を入れ込めないかということを考えております。ただ、講座の内容は、各学校の判断になるところから、今後、学校への提案をしていきたいと考えております。

4つめのマルは、大学生に対する取組です。これまで、大学生を対象に「朝食のレシピ」の募集や、県内大学生へのアンケート調査などを行い、結果を各大学へ還元するなど、大学との連携を図っています。更にフェイスブックなど多様なツールを活用した情報提供も行いたいと考えております。

下の二つは、妊娠期の女性や配偶者等に対する啓発、地域での若年者・成人期における理解促進となっています。

13ページになりますが、この節の数値目標は、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」、「野菜摂取を心がけている人の割合」、「子どもを対象とした体験型教室の開催」としています。

次に14ページをお願いします。第2節「健やかな心と豊かな人間形成」でございます。二重線で囲んでいる部分になりますが、この節では、「食は、人が生きていくために欠かせないもので、健康な身体の発達と維持だけでなく、健全な心と豊かな人間性を育み、家族などと食卓を囲んでのコミュニケーションは、食の楽しさの実感や、食や生活に関する基礎を習得する場となる。ということ。一方で、体験活動などを通じた生産者と消費者との交流は、食への感謝の心や食の大切さ、農林漁業や地域産業への理解と関心を深める絶好の機会となる。」ということで、これらの施策をまとめております。

1の「食の楽しさの実感」については、「共食や調理実習等を通じた普及」として、家族や友人との共食の機会の増加や、幼児期を中心とした調理実習、親育ち講座の「長崎ファミリープログラム」を活用した保護者への共食に関する啓発、を記載しています。

2の「食に関する感謝」では、「農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及」として、体験型食育活動を通じた食への関心、理解、感謝の念を育む取組。農業・酪農・漁業体験や生産者との交流を通じた取組などへの支援を行うこととしています。

この節の数値目標は、「魚市場協会が実施する講習会の参加者」としています。

15ページをお願いします。第3節「望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得」でございます。

枠の中になりますが、この節では、「健全な食生活のためには、規則正しい生活習慣や、食品に関する基礎的な知識が重要で、さまざまな食材が多様な形で加工・提供されているため、食に関する正確な知識や判断力が一層必要になるということ。また、食品が大量に廃棄されている現状において、一人ひとりが食品廃棄物の削減の必要性について、認識を深め行動することが重要。」ということで、これらに関する施策をまとめております。

1の「基本的な生活習慣の習得」については、親への講座や、保育所・幼稚園等での日々の活動を通じた幼児期の基本的な生活習慣の普及、学校保健委員会との連携による児童生徒の正しい食習慣についての理解の促進、また、家庭の食事や給食を活用した食事マナーの習得などをあげています。

2の「食への関心と知識の習得」については、「学校等での教科や給食を通じた知識の習得の促進」、

16ページに移って、「地域での体験活動を通じた知識の習得への支援」、「正しい情報の提供とリスクコミュニケーションの推進」という観点での取組を掲載しています。

3の「環境に配慮した食生活」については、「食品廃棄物の発生抑制とリサイクル促進」の観点から、家庭における食品廃棄物の減量化、再生利用を推進するボランティア等の活動支援、並びに再資源化を促進するための情報提供に努めることとしています。

17ページに移りまして、この節の数値目標は、11項目と多くなっていますが、先ほどグラフを見ていただいた「食に関心をもっている県民の割合」や、「保育所・幼稚園・認定こども園における食育の取組や食育計画」、「成人や児童生徒の朝食摂取」などとしています。なお、矢印は各年度ごとの数値は設定せず最終年度時点での目標をあげているもの、また、スペースは現在数値を検討中のものとなっています。

18ページをお願いします。続いて、第4節「伝統的な食文化の継承」でございます。

枠の中になります。この節では、「本県には豊かな食材があり、独自の文化が形成されてきたことから、各地域に伝統的な食文化が残されていること。また、地産地消の取組は、食や農林水産業への関心だけでなく、地域の特産品、食文化に触れることで、地域への愛着が増すという効果があること。さらに、食文化を次の世代につないでいくことは、食育の観点からも重要であるため、地場産品や郷土料理への関心を高めるための取組を推進します。」ということで、これらに関する施策をまとめております。

1の「地場産品や郷土料理への関心」については、「学校での教科や給食を通じた普及」として、学校給食における郷土料理や伝統的な食文化を継承した献立の導入、また、魚食料理の実習等、関係団体が連携した県産農林水産物の学校給食への利用を促進することとしています。

2の「地域における伝承や体験を通じた普及」では、市町や関係団体との連携や食育ボランティアの活動を通じて、郷土料理などを普及することとしています。

3の「イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及」では、各種イベントを通して、地元食材や郷土料理、県産農林水産物などのピーアール、また、料理コンクールや生産者と消費者の交流会や、県産品愛用推進協力店などと連携した県産食品や郷土料理に普及に努めることとしています。

19ページになりますが、この節の数値目標は、「学校食品における県内産品の使用割合」と「まるごと長崎県給食の実施市町」としています。

次に20ページからの第5章「県民運動としての推進」でございます。資料3で、推進体制を図で示しておりますので、併せてご覧ください。

21ページをお願いします。第1節「食育推進の基盤づくり」でございます。

まず、枠の中になります。この節では、「県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、食育の推進が必要で、県民一人ひとりが食に関する情報を共有、提供、活用することが重要ということ。そのため、食育の取組を進めている市町や地域の食育活動団体との結びつきを密にし、食育活動を県民運動として展開するということ。また、多様な関係者による連携・協力体制の構築など、食育推進の基盤づくりを進め、計画の進捗状況の把握、見直しをしながら取組を推進します。」としています。

1の「推進体制の充実」については、一つ目のマルで、「長崎県食育推進県民会議」による食育推進に関する重要事項の審議と、関係者の連携等による、県民運動としての食育推進。そして、二つ目のマルで、庁内の食育推進会議により施策の進捗状況や成果の評価、検証を行うことを記載しています。資料3では、上部のうす緑の部分にあたります。

2の「市町や関係機関及び団体等との連携」でございますが、各市町で策定している食育推進計画が円滑に実施されることを目的とした、「県・市町食育推進スクラム会議」と、市町の垣根を越えて広域的に活動する地域の団体と行政との連携を図るための「食育推進ブロック会議」を開催することとしています。ここは、資料3では、中ほどの黄色が両会議、下の空色が市町の部分になります。

また、長崎県食育ボランティアや、関係機関、また、健康づくり応援の店や県産品愛用推進協力店な

どとも連携を図り推進することとしています。これは、資料の中ほどの部分になります。

資料3に表わしていますように、県と市町、関係団体等が連携・協働して、県民運動としての食育を推進していきたいと考えています。

続いて、22ページをお願いします。第2節「人材の育成と関係機関等への支援」でございます。

まず、枠の中になりますが、この節では、「食の大切さを広く県内に普及させるためには、関係者の技術・知識の向上が不可欠で、そのために、各地域で活動する専門家やボランティアなどの養成、資質の向上、情報提供等を行うということ。また、模範的で社会貢献度が高い取組をする団体や個人の表彰」について記載しています。

1の「食育担当者の資質の向上」では、市町の栄養士を初めとする専門知識を有する方の資質の向上、保育所や給食施設などの食育担当者を対象にした研修会、学校教諭や栄養士を対象とした研修会等について記載しています。

2の「食育を推進するボランティア活動への支援」では、食育ボランティア、食生活改善推進員、生活研究グループ、ボランティア活動などに対する支援や、食育推進活動表彰について記載しています。

23ページの、3「関係機関等への支援」でございます。ここでは、保育所・幼稚園・認定子ども園、また、学校や地域での取組に対する支援を記載しています。

この節の数値目標は6項目で、「各種研修会や大会への参加人数」や、「給食施設の評価」などとしています。

続いて、24ページをお願いします。第3節「県民への情報提供の充実」でございます。

枠の中になりますが、ここでは「食の大切さを普及させるためには、正しい情報の提供とその共有が不可欠となるため、県民が知識を習得し、正しい判断ができるよう、効果的な情報提供を行う。」ということに記載しています。内容としては、ホームページやフェイスブック等、多様な媒体を活用した情報発信と、対象者に応じた情報提供でございます。この節の数値目標は、「ホームページのアクセス数」と、「食育通信の発行回数」としています。

最後のページは、数値目標一覧でございます。本文のそれぞれの箇所に掲載の数値目標を、一覧表として整理しているものでございます。

以上が、4章以降の説明でございます。

濱本副知事

今、4章と5章の説明がありましたけれども、この部分が、各具体の取組について書いている部分ですが、なかなかこの説明だけじゃ見えないところがあるかもしれません。そういったことも含めて、ご質問とかご意見はありませんか。はい、どうぞ。

おふくろの味を守る会会長 原田委員

よろしくお願いたします。第4章の12ページ、高校生を対象にという文言です、食について講座、調理実習ということで。私は、すごくこれを去年から開催したくて、高校の方に、私立ですが、学校の方にもお願いをいたしました。そこで、返ってきた答えが、高校生に向けて、県の方からというか、そういう実施事例がないということで、答えが返ってまいりました。そして、そういう資料があるのでしたら、お話をお伺いしたいという答えが返ってまいりました。県の方からでは、まだ作成もそういう事態も全くされていないという、今日わかりましたので、そういう流れで、まだ実施がないということが理解できましたが、学校で動けるということで、やはり動いている実際の私たちとしては、そういう資料、並びに何か形のものを持っていかないとどうにもなりません。県の方としては、この資料の作成の方を随時、今後されるのでしょうか。そこの方をちょっとお伺いしたいのですが。

濱本副知事

そしたら、事務局とあと体育保健課が所管でしょうか。両方から答えてください。まずは、事務局から。

事務局

まずは事務局の方から説明いたします。一つは、現在行っていますのが、説明でもいたしましたけれども、消費生活センターの方で実は一つテキストをつくっております、「賢い消費者になろう」といったテキストを用意しまして、学校に相談しまして、全校生徒、学年ごととありますけど、その中で説明をするという取組をやっていきます。それに加えて、この新しく食育の観点でやりたいということで、その内容については、今後、例えば、食改さんとかいろいろな方と相談して、どういった内容がいいかということは、今後検討していきたいとは考えているところでございます。

おふくろの味を守る会会長 原田委員

聞きたいのですが、実例という形ではまだ全然ないということですね。そう認識していいですね。今後したいということですが、年内に開催できるような事態になるのでしょうか。

事務局

開催時期ですけれども、年度内には、消費の関係で、大体、県の直接的な講座が30回ぐらいやっております。その中には、現在は、消費の関係しか入っておりませんが、その中に、食育に関するものがどうかというのは一度、今年度お伺いしたところですが、具体的な回答は返ってきておりません。来年度以降につきましては、その年度、年度で照会いたしますので、場合によっては、内容についてお願いしますということになる可能性もあると思っています。

濱本副知事

実際に高校でどうやるかについて、やっている状況とか、本当は、高校教育課かもしれないけど、教育庁から、今の状況とかいうものを教えていただけますか。

義務教育課

失礼いたします。すみません、義務教育課の者なので、高校のはっきりとしたものをお伝えできるかどうかわからないのですが、高校でも、食についてはかなり積極的に取り組んでいる学校もございますので、お話をもちかけたところがどういう状況だったのかなということが見えませんので、例えば、高校教育課なり、またご相談をいただければ、またいろいろな事例がご紹介できるかと思っております。

おふくろの味を守る会会長 原田委員

どうもありがとうございます。そのお言葉をいただいて、私たちも頑張ろうかなという気にはなりました。学生たち、今後のやっぱり就職なり、大学なり、それぞれ県外に出たときに、食べるものもちょっとだけでも勉強しておけば大分違う、この高騰しているご時世の中、自分たちでどう頭を働かせて食べていくか、生きていくかという方法をやっぱり学んでほしいという気持ちはあるんですが、そこで頭を打たれます。こういう事例がないから、こういう何がないからとか、県がこうしてないからとか、そういうお答えが返ってくると、もうそこでめげてしまいます。せっかくそこまでの気持ちが高ぶっているもの、すべて下におろされていくという、そういう現状がないように、せっかくこういう推進会議というものがあるのですから、そこから盛り上げていただけるような形をこれからもとっていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

長崎県食生活改善推進連絡協議会会長 関山委員

食生活改善推進協議会の関山ですけれども、現在、高校生を対象に、「一人でもクッキング」という冊子を用意させていただいて、その冊子を配布した学校で、県内では約600人に実習などをしておりまして、また学校自体が、卒業生に、卒業しても一人でも大学に行っても生活ができるようにというようなことを踏まえて、こういう冊子を用意して、その中から料理何品かを実習をしたり、実習ができないところは、その冊子をあげたりというようなことをしているのが、今、食生活改善推進協議会の現状です。

濱本副知事

ありがとうございました。他におおせとオヤジ夜究教室の方どうぞ。

おおせとオヤジ夜究教室会長 杉本委員

オヤジ夜究教室の杉本です。先ほど、高校生の話になりますと、私たち、2年前から卒業生に魚のさばき方ということで、私たちグループと、それから、漁協の協力で卒業生にしています。2年目を迎えて、今年度もする予定で、学校の方に申し込んでいます。そしたら、いいですよと、今年もお願いしますという快い返事をもらいました。だから、取組に対しても、地域のグループが、自分たちが足を運んで、進んで協力すれば、子どもたちも納得して、喜んでしてくれるんじゃないかと思ってですね、極力学校の担当者と話してやっていけば、私たちも、その前は婦人会が押し寿司を作っていたんですよ。そしたら、婦人会がやめてどうしようかというときに、私たちに回ってきて、そしたら、瀬戸にはいい魚があるから、それでやってみようかということで、申し込んだら、当時の校長先生が気持ちよく受け入れてくれて、今でも、卒業生との交流会を来年の3月に一応また予定しているんですけどね、そういう現状です。

濱本副知事

ありがとうございます。では清水さん。

清水委員

資料の12ページの、若い世代へのアプローチというところで、若い世代に非常に強化したいということで、とても素晴らしいなと思っているところですけども、若い世代といえますと、乳幼児を持つお母様方は、保護者の方は、必ず乳幼児がいるからなかなか講習会に参加できないという声をよく聞きますので、開催方法を工夫しますというような文言がありますので、工夫の一つとしては、託児つきなどの、生涯学習課などと協力をしていただいて、託児つきなどの開催方法を工夫していただければなという希望をしております。以上です。

濱本副知事

これはどこが所管ですか。今の、考えているようなことを説明してください。

生涯学習課

失礼します。生涯学習課でございます。今、若いお母さん方の学びの場のことを言われました。確かにそうですね。食育に限らず、子育ての悩みとか抱えて、公民館等の講座を受けられる方もおられます。実は、県内にも公民館講座等でたくさんの託児ボランティアの方が活躍をしてくださっている例がございます。子どもさんと一緒に活躍する場面もあれば、子どもさんをちょっと預けて、お母さん同士で調理をしながら話をするというような取組もなされておりますので、今後も広めていきますように努力してまいろうと思います。ありがとうございました。

濱本副知事

次は、田中さん、お願いします。

田中委員

私も高校生の息子がいるんですけれども、社会人になるに当たってのやっぱり子どもたちに向けての調理実習というのはとても重要だなと思いますし、うちは小中学校で給食なんですけれども、高校になるとお弁当になって、母親に向けても、お弁当というのが戸惑いとプレッシャーになると思うんですね。育ち盛りの男の子はすごく量を求めてくるんですけれども、女の子になると、今度はあまり食べないという感じで、どうしたらいいのかなという母親の戸惑いもありますので、そういうところのアプローチとかアドバイスなどもしてもらえたら、とても救われるんじゃないかなと思います。

濱本副知事

今のご意見について、何か関連部門でやっているようなことはありませんか。

長崎県地域婦人団体連絡協議会会長 西山委員

私は、県地婦連の西山と申します。私たちは、県下8,000人弱の会員がおりまして、各県下でいろいろなことをやっております。先ほど出ました子育て支援にいたしましても、学校行事の中、それから、公民館講座の中で託児ボランティアをやっております。学校は、授業参観とか持久走とかいろいろなものがありますので、そのときに、1、2時間ですが、図書室をお借りして、子どもたちを預かっております。私も今、諫早に住んでおりますので、諫早の校長会のときに説明に行きまして、そして、こういうことを婦人会がやりますのでということ投げかけまして、チラシもつくって持っております。保険なんかも無料でかけて、2時間ばかり子守りをやっております。だから、核家族で、本当に見てもらえないというようなお母さんは、託児つきがあるところに、どこにでも見えております。また、その中の子どもがよく泣いたりわめいたりするもんだから、あなたまた来たの、僕また来たの、という感じで、仲よくもなるんですが、私たち、子守りをやっている婦人会は、本当に、自分たちが子守りをしてもらわないとできないような、70歳以上で来る人もたくさんおりますので、おんぶに抱っこということで大変なことです。これはもう平成17年度ごろからやっております。私は、いつも、この会議も2回目ですかね、来ておりますが、私たちは、県下8,000人弱の会員を抱えておりますが、小さなグループ、そういう形で学校に入り込むとか、いろいろなことをやりたいということもよくはわかりますが、やはり食事をつくるお母さん方の意識改革といいますが、これをしましょう、あれをしましょうじゃなくて、そして、また一部じゃなくて、するときは県下全域に行きわたるように広めていただきたいという気持ちがありまして、いろいろなことを、いいことをやられているのはたくさんあるとは思いますが、その一部だけです。だから、地産地消も関係ありますが、地元のものを使って、子どもたちにしっかりご飯を食べさせ、朝ご飯を食べさせましょうということを根づかせるようにやっていただきたいと、私は思っております。だから、私たちみたいな大きな団体が、ここで何の意見を言えばいいのかなということが時々あります。だから、小さいグループならどこにでも入り込むことは可能です。これをします、あれをしますと言うと、珍しいこともありますし、そういうこともできるんだということですね。だから、何かここにいるのは違和感を感じる時もあるんですが、そういうグループ、私たちみたいな古い昔からある、来年は60年を迎えますが、こういうグループと一緒に討議をしていいものかとかどうかというのが、ちょっといつも疑問に感じて、この会議に参加しております。以上です。

濱本副知事

ほかにご質問等はございませんか。

委員

この計画に関するご質問ということでもよろしいんですね。

濱本副知事

できれば、4章、5章でお願いします。

長崎県農業協同組合中央会会長（代）楠本氏

4章、5章で、ちょっと素朴な疑問点と申しませうか、数値目標のことについて2点あるんですけども、設定されております数値目標、これはずっと過去からこういう項目があるのであればちょっと事情もあるのかなと思うんですが、この節のそれぞれの項目とマッチしているんだらうかという、そういう素朴な疑問があります。例えば、11ページの第1節であれば、口腔機能の啓発というような大項目がありながら、そういったことの取組についての目標設定がないとか、あるいは、その他のところでは、14ページですと、例えば、数値目標は魚関係だけなのかとか、そういうような目標数値の設定のことについてのご質問と、もう一つは、数値目標としては、例えば、13ページでは、野菜摂取を心がけている人とか、あるいは、17ページでは、食に関心を持っている人、これ、設定には若干無理があるのではないらうかと、関心を啓発させるという意味もあるのかなと思うんですが、例えば、アンケートをする方だとか、アンケート結果の送付とか、こういった扱いでどうにでもなりそうな、そういうような気もしますので、そのあたりの検討が今後できるのかどうか、無理であれば仕方ないと思うんですが、ちょっと質問と、何かお話を聞かせていただければと思います。

濱本副知事

ではこのことについては、目標設定の経過というか、事務局から説明してください。

事務局

目標でございますけれども、次の計画では、一番後ろの一覧表を見ていただきますとわかりやすいですけれども、三次では25の項目を上げております。前回の二次の計画では32項目だったんですけれども、それをちょっと絞りまして、今回は25にしております。その中で、新規を9項目上げています。その各設定の中身でございますけれども、例えば、県民の方への具体的な意識調査、アンケート調査を使用したりとか、国が発表しているデータとかを使用したりしまして、まず、基礎値を26年とか27年ということに押さえまして、それで今後どうするかということで、目標値を挙げております。ここの具体的な内容につきましては、それぞれの所管課の方でこういった取組を進めて、具体的にこういった数値を上げられるかということで検討した結果となっております。

濱本副知事

もっと具体的に、歯科口腔で数値目標がないというのはなぜとか、魚市場のことがあって、農業関係がないっていうのはなぜか、要するに、さっきのいろいろなデータがなかったとか、あったとかあるのかもしれないけど、そこの違いはなぜ出ているのというのを聞かれている。それともう1個、最後に、なぜこうなっているかということと、じゃ例えば、今、山中委員は農業系ですから、農業を入れてくれという思いがあるかもしれない。そういったことの検討が可能かどうかを答えてください。

事務局

一つ目は、数値化できるかどうかということもあるかと思えますけれども、例えば、口腔機能の重要性の普及というところで、こういった形でできるかということも含めて、所管課の方でなかなか難しいという判断が一つはあったかと思えます。それと、農林と水産の関係でございますけれども、これも、具体的に事業を継続している分とか、部として取組を継続する分といたしますか、ほかの事業に振りかえるとか、いろいろあると思えますけど、そのそれぞれの部といたしますか、判断にゆだね

たというところはございます。

濱本副知事

では、歯科口腔については国保・健康増進課に聞いてみましょうかね。

国保・健康増進課

国保・健康増進課です。具体的な数値目標設定については、取組内容が啓発ということでございまして、どの取組をもって、どういった指標でというのは、検討したところですが、毎年把握できるものをということで検討を進めたところですが、具体的な指標設定には至らなかったという状況です。

濱本副知事

渋谷先生、いかがでしょうか。

長崎県歯科医師会会長（代）渋谷氏

長崎県歯科医師会の渋谷でございます。今のお話ですけれども、この計画が食育ということでございますので、ここに口腔機能の啓発という項目が入っていること、非常に喜ばしいことだと思っております。歯科に関して言えば、「歯なまるスマイル21プラン」でありますとか、これと類似した、子育て条例推進計画などの県の計画とリンクがありますので、ここに具体的に数値目標を載せるのは難しかったんじゃないのかなと思っております。ただ、ここに挙げられている項目につきましては、その他の、今、ご説明した「歯なまるスマイル21プラン」であるとか、今、行われている事業で、類似の項目というのがございまして、それぞれに数値目標、例えば、普及啓発ですので、各21市町がこういったことに関する普及啓発の事業をどれくらいやったとか、そういう数値目標がございまして、ここに具体的に載せるのは難しかったのかなというふうには思っておりますけれども、いろいろな会議がリンクしていますので、ちょっと難しいかなとは思っております。

濱本副知事

じゃ、あとは、農林はどこがしてますか。農政課は来ていないけど、どこか農林系で、農業体験云々という部分で、挙げる項目が選定できなかったのとか、何かありますか。もし担当が来ていなくて、今、お答えできませんなら、後でいいけど。では、その件はまたよく団体の話も聞いてください。ほかにありませんか、ご質問。どうぞ。

長崎県栄養士会会長（代）平野氏

すみません、14ページの、食の楽しさの実感というところで、共食や調理実習等を通じた普及ということなんですけれども、下の2つは具体的な政策が見えるんですけど、一番上の「基本的な食習慣を形成し、豊かな生活を送ることができるよう、家族や友人と食卓を囲む機会を増やすことを推進します」というような、具体的な施策というのがよくわからない。何か政策がありましたら、教えていただければと思います。

濱本副知事

はい、食品安全・消費生活課ですね。

事務局

共食の推進ということで、具体的な取組としましては、共食に関する写真の募集とか、標語とか、そういったパンフレットの募集ということを行っております。その中で優秀作品を紹介したり、いただいた写真をホームページの方に掲載したりなど啓発をしているところです。

長崎県栄養士会会長 （代）平野氏
はいわかりました。ありがとうございます。

濱本副知事
ほかにございませんか。はい、どうぞ。

長崎県保育協会副会長 安永委員

すみません、先ほどの数値目標の件ですが、第3節の、食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合が調整中、また、第5章の目標値も、調整中となっています。私、長崎県保育協会を代表して来ておりますが、この調整中という中身は、なぜこうなっているのか、私たちも時々アンケートに答えたりとか、ある程度数値的にわかっているところもあるんじゃないのかなと思って、幼稚園さんの方は出ているのに、なぜ、保育所・認定こども園では調整中となっているのか、食育基本法に基づいて各園頑張っておりますので、ちょっと数値化していただければと思っています。

濱本副知事
これは、こども未来課。

こども未来課

こども未来課でございます。すみません、調整中となっております、実情を申しますと、今、お話ししていただきましたように、各保育園、幼稚園の皆さんにご協力いただきまして、アンケートによる実体調査をさせていただいております。これ、毎年ご協力いただいている分なんですけれども、今年度は、食育計画の策定年度でございますので、少し幅広に調査をかけさせていただいております。すみません、実はまだ数値的に分析、集計まで至っていないところがございます、今日は調整中ということでお出しをしたんですが、まず、一つ目の食育計画に基づいた推進体制が、保育所・幼保連携型認定こども園の割合なんです、途中経過で実態を申しますと、この推進体制があるという部分につきましては、前計画が食育計画を策定している割合ということで設定をしておりました。食育計画につきましては、もう90数%という非常に高い割合で、皆さんに策定をさせていただいたという実績がございましたので、今回は推進体制という形にかえさせていただいております。調査の方なんですけれども、日ごろからこういった分野に非常にご熱心に取り組んでいただいていることもございまして、実態の数値につきましては80%から90%ぐらいはもう推進体制が確立しつつあるという結果にたぶんなると思います。現時点では、目標としては100%、もしくは100%に限りなく近い数字で設定をしようというふうなところを今検討しています。会議に間に合わなくて、調整中と出してしまって、ちょっと申しわけなかったんですけども、実態といたしましては、そういう形で考えております。

もう一つ、すみません、下の方の食育研修会への参加保育所云々の部分ですが、こどもそういった形で実態の調査をさせていただいて集計中でございます。こちら非常に高い割合でご参加をいただいているという実態が見えてきましたので、目標数値につきましても、限りなく100%に近い数字を設定したいと考えております。以上でございます。

濱本副知事

じゃ調整が一定済んで、これくらいを設定したいというのがあれば、次の会議まで等々じゃなくても、事務局の方から各委員さんに連絡をとるようにしてください。他にありませんか。

生活協同組合ララコープ副会長 井手委員

生活協同組合ララコープの井手と申します。24ページなんです、第3節の県民への情報提供の充

実というところで、県民の皆様には正しい情報を提供と、その共有が不可欠という言葉があります。本当に、ララコープでもそのとおりだというふうに思っておりまして、いろいろな情報提供をしていくことの難しさも感じております。その中で、ララコープでは組合員 20 万人いらっしゃいまして、その方々に広報誌、機関誌という媒体をお配りしておりますので、ぜひ県と連携して、こういった県の持っている情報も、ララコープの中で、食の大切さというところも活動の中では行っておりますので、お互いに連携しながら、情報提供をしていければなというふうに、要望をお伝えいたします。

濱本副知事

ありがとうございます。これは、連絡がよくいくようにしてください。

今日は 3 時半までになっていますし、この質問の後に、スケジュールとかの説明もありますので、あと 10 分弱を、ご意見等あれば、それに充てたいと思います。

県学校栄養士会会長（代）小森氏

失礼します。学校栄養士会の古賀会長の代理で参っております小森と申します。私は学校に勤務しております。19 ページの第 4 節、伝統的な食文化の継承というところで、ここの数値目標が、学校給食に関連するものが 2 件出ております。もちろん、学校給食では、県内産の食品とか市内産の食品、地域の食品とかを使っているし、長崎市内では、今度 1 2 月になると、長崎赤カブとか、冬至には長崎白菜なんかも給食に利用して使っていて、子どもに伝統的な食文化の話とかいつもさせていただいているんですけども、もうことし、今度の目標についてはもうこれで十分かと思いますが、いろいろなイベント等を通じて、地域とか社会の方にしているということですので、次には、違う数値目標、学校給食以外にも何か数値目標が出るようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

濱本副知事

事務局、何かありますか。一応ご意見承っておくということでもいいですか。はい。ほかにありますか。

県栄養士会会長（代）平野氏

栄養士会の平野です。22 ページに、給食施設の食育担当者等を対象とした研修会をするということで、数値目標として、巡回指導評価で 7 割以上の点数に達している給食施設の割合というのが挙げられているので、ちょっとこちら辺の説明をしていただければと思うんですけども。

濱本副知事

はい、これはどこが所管ですか。お願いします。

国保・健康増進課

ご質問ありがとうございました。これは、巡回指導、給食施設ですね。これに、巡回指導に参りました折に、調査項目というのがございまして、各個別の給食施設に対して評価をやっているわけです。項目としては 60 項目程度ございますが、それを 5 段階、3 段階評価という中で、保健所の方で評価をやっています。その結果で、7 割以上達成といたしますが、出している給食施設については、ある一定程度の基準を満たしているというような整理をさせていただいて、その 7 割以上の給食施設の増加を目指していくというようなことで、設定をさせていただいているところです。

県栄養士会副会長 平野代理委員

それはわかるんですけども、それと食育との関係をお尋ねしたいんです。

国保・健康増進課

給食施設の中でも、栄養面からの指導、例えば、給食施設指導の中でも、痩せとか肥満とか、そういった観点からの指導も取り組むようなことになりまして、食育と少し、健康づくりの面からの取組になりますけれども、これは7割以上、そういった一定基準を満たせる給食施設の底上げを図るといふような観点から、設定をさせてもらいたいということでございます。

県栄養士会会長（代）平野氏

できましたら、その60項目並べてではなくて、関係のある項目を出して、そのどのくらいというふうな出し方をしていただいた方がいいのではないかと、私は思いますけれども。検討していただければと思います。

濱本副知事

はい、今のご意見、うちの栄養士さん等々も含めて、検討してください。ほかにありませんか。

県食品衛生協会会長 山口委員

食品衛生協会の山口でございます。非常にすばらしいご意見出ているんですが、やはり一番基本的な食の安全・安心というか、そういう部分が一番大事な部分ではなかろうかなというふうに思っております。それと、冬場になりますと、ノロウイルスというようなことで、食あたり、食中毒、これは、非常に注意しなければいけないというふうに思っております。一つは、これはたちが悪くて、感染症なんですね、逆に言えば、そういう意味からすれば、やはり手洗いの励行、あるいは、食器などの洗浄、そういう部分で、健康管理もよく言われている事柄の一つでございます。できれば、食育という形のもので、やはり手洗い、あるいは、それに携わる人たちの健康管理、そういう部分も食の安全というようなことで載せていただければ、非常に助かるのかなというふうに思っております。以上でございます。

濱本副知事

事務局、どうぞ。

事務局

ただいまの食の安全の観点でご意見をいただきましたけれども、実は、食品の安全に関しまして、別の計画をつくっておりますして、食品の安全・安心推進計画という計画を今、策定をしています。その中で具体的な食品衛生の関係とか、細かく規程をしておりますけれども、今回、食育の計画ということで、一つは、16ページの方に少し記載はしておりますけれども、16ページの(3)のところになります。消費者、食品関連事業者及び行政間の理解促進とか、そこで情報、意見交換を行って、食品の安全・安心に関する情報を共有しますというところでございます。具体的には、もう一つの計画の方で書きますけれども、いわゆる食育と食品の安全についても、相互に連携しながら推し進めるということで、こういった記載にとどめております。以上でございます。

濱本副知事

よろしいですか。

県食品衛生協会会長 山口委員

はい、これ、本当に大きいことありますので、できれば、細かくしていただければ、よりわかりやすい部分があるのかなというふうに思っておりますので、その辺のところもよろしく願います。

濱本副知事

時間がありますので、最後、もしどなたか、今までご発言なかった方で、私も言いたいという方がおられましたらどうぞ。

長崎県私立幼稚園連合会常任理事 田中委員

すみません、そちらの方が大切なことだったかもしれないんですけど、ちょっと質問なんですけど、数値目標のところ、第4節の伝統的な食文化の継承というところの、まるごと長崎県給食の実施市町ということで、26年の基礎値が2で、28年度からは21というそこに持っていく何かの方策というか、何かがあられるのかなということと、もう一つは、ここは食文化ということで、文章の中には、郷土料理とか、そういう文化的なことがたくさんあるんですけども、ここの数値目標というのは、何か県産品を使うとか、食材的なことがあるので、ここに目標的なことで、文化的なそういうことを入れることはできないのかなと思いました。

濱本副知事

事務局、どうぞ。

事務局

すみません、最初のまるごと長崎県給食の実施については、後ほど体育保健課の方からまたお願いしたいと思いますけれども、その伝統的な内容を入れるかどうかというのは、また持ち帰って検討をさせていただきたいと思っております。

体育保健課

体育保健課です。先ほど質問がありました、県内、まるごと長崎県給食ですね、こちらにつきましては、年に1回、11月19日から25日の1週間を、各小学校、中学校におきまして、地場産物使用推進週間として設定いたしまして、県内の地場産物を活用した給食であったり、地域生産者とのふれあい給食であったり、あと、郷土料理の特色ある学校給食の実施などをちょっと行っているところであります。ここの数値目標につきましては、28年度から21市町ということで設定をいたしております。27年度までにつきましては、数値の方を、長崎県の郷土料理と地場産物を使った学校給食レシピ集の活用率ということをやちょっと設けておったんですが、こちらの方の設定を、まるごと長崎県給食の実施ということで、全市町行っていただくという取組を進めておりますので、そちらの方も数値目標ということで変更いたしております。

以上です。

濱本副知事

質問は、26年が2なのに、28年に全市町の21にポンと伸びる、その方策が何かありますかご質問だったと思うんです。方策というか、とにかくやるんですよということですか。

体育保健課

まるごと長崎県給食の実施ということで、今回、目標の方を変更しております、そこが21全市町行っていただくということです。

濱本副知事

目標変更じゃなくて、目標を達成するための方策として何を考えているんですかと聞かれている。

体育保健課

方策につきましては、地場産物の活用をちょっと行っていくということで考えてはいます。

濱本副知事

今の質問の意味を具体的に検討していただいて、個別でもいいから、回答してもらえませんか。

体育保健課

わかりました。

濱本副知事

ちょっとあれですけど、先に手を挙げていただいたんで、簡単に発表してください。

市川委員

よろしいですか、ありがとうございます。資料1の一番最後に数値目標一覧というのが書いてございます。この数字、基準値とかざっと見ると、非常に達成できている項目と、それから、あまり達成できていない項目というのが混ざっております。例えば、児童生徒の朝食摂取率は98.7%、これを100%にもっていくというのと、あるいは例えば、55.2%とかなのようなものをさらに引き上げていくというのでは、項目の重みが違うのではないかなと思うのです。それで、この数値目標の項目の、どのようにして設定されたのかということについて、説明をいただければありがたいなと思っています。

濱本副知事

簡単に説明できますか。項目ごとに言ったらとんでもない時間がかかります。

市川委員

そうですね。一つ、例えば、野菜の摂取の目標を上げるというのがありますよね。ところが、県民アンケートを見ると、食塩の摂取量を減らすというそちらの方を目標設定された方がより県民のためには資する内容ではないかなと思っているところなんです。

濱本副知事

はい、健康ながさき21とか、いろいろな健康づくり事業がありまして、その中には、食塩摂取量もあれば、野菜の摂取量もございます。それぞれが、その原因で、例えば健康障害する出口がどこかとかね、いろいろあるわけですけれども、そういうのをいろいろ比較検討した中で、今回、代表指標としてこれがあるというようなのを事務局ではいろいろ検討されているという状況です。例えば、食塩が多いこととか血圧の問題だとか、野菜が少ないとか、いろいろな場面に応じて検討がされているということです。ただ、食塩摂取も挙げるべきじゃないかというご意見がありましたので、それも含めて別途検討していきたいと思います。

国保・健康増進課

食塩の摂取量というのは、いろいろな調味料から何から入っているんで、個人的に私は何をとったというのは、なかなか判定が難しいところがございます。野菜ですと目に見える範囲というということで、代表して、野菜の方を挙げさせていただいたということでございます。

濱本副知事

すみません、本当はもっといろいろご質問があるかもしれませんが、予定時間になっていきますので、この後もいろいろご質問、ご意見があれば、事務局の方にお寄せいただければありがたいと思います。一応5章までの議事はここで一旦、締めさせていただきますので、この後、今後のスケジュール等について事務局から説明があるということで、お願いします。

事務局

今後のスケジュールでございますが、また資料5をご覧ください。

12月に予定されております県議会の常任委員会にも説明を行い、ご意見をいただきます。

その後、12月下旬から1月下旬にかけて約1カ月間、パブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様のご意見をいただくこととしております。これらの意見等を踏まえまして、最終案としての内容を固めたいと思います。

そして、第3回の県民会議にお諮りする流れとなりますが、パブリックコメント等において、素案の内容を大きく修正するようなことがない場合なども考えられますので、その時の状況によりまして、会議を開催させていただくか、持ち回りなどで修正点をお知らせさせていただくか、などを検討させていただきたいと考えております。

その旨、あらかじめご了承いただきたいと存じます。以上でございます。

濱本副知事

では、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。本当に活発なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

事務局

本日は、貴重なご意見等をありがとうございました。皆様からのご意見とパブリックコメントの結果等も踏まえて検討を加え、引き続き、策定作業を行っていきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第2回食育推進県民会議を終了いたします。本日はありがとうございました。